

茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務（基本仕様）

この仕様書は、茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1 業務名

茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務

2 業務の目的

これまで官主導により公園を管理してきたが、公園等を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズの高度化・多様化等を受けて、市民参加や民間活力の活用なども図りながら「いかに公園を活かすか」の視点に国も転換している中、本市としても、公園の管理、整備及び利活用を総合的に行い、公園の魅力向上はもとより、地域社会の発展にも寄与する公園マネジメントのあり方について、具体的な方針を示すことが必要である。

当該方針は、上位計画である「茨木市みどりの基本計画(令和8年3月策定)」に基づく施策を実行するためのものであり、主に、

- ① 大中小それぞれの公園の機能・役割の見直し
- ② 多様な主体による利活用の推進
- ③ 民間活力の活用

に関する今後の方針を策定することを想定しているが、その他公園を取り巻く様々な課題も含めて、有識者や市民、関連団体などの多様な主体と共に考えていくことが共創の観点からも重要と捉えている。

そのため、令和9年度の方針策定を目指して、令和8年度は必要な土壌づくりとして、基礎情報の収集・分析のほか、みどりの施策推進委員会及び市民参加型ワークショップの運営等を通じた多様な主体との連携、骨子案作成等の支援を本業務において行うものである。

3 委託する業務の内容

(1) 既存公園の現況分析

① 既存公園の整理・分析

都市公園123か所、都市緑地22か所、その他緑地79か所、児童遊園298か所について、公園台帳システムの情報やGISデータ、現地調査等をもとに、公園の整備状況、施設状況のほか、周辺環境や地域特性等の関連する事項を把握・整理する。（箇所数は令和7年3月末日時点のものであり、今後の増減により変動あり。）

② 利用実態調査の実施・分析

市内全公園または指定エリア（山手台全域を予定）の公園利用状況とし

て、利用者の属性、利用人数のほか、球技、遊具あそび、休憩などの分類等を現地調査等により分析する。

(2) 市民アンケート調査の実施

① アンケートの作成、配布及び回収

(現時点の想定)

- ・ 質問数 : 30問
- ・ 対象市民 : 3,000人
- ・ 調査方法 : 郵送配布及び回収

② アンケートの集計及び分析

単純集計、クロス集計及び分析を行う。

(3) 市民参加型ワークショップの運営支援

令和8年度に1回実施するワークショップの企画・準備、情報発信、参加者の確保に向けた取組み、開催に関する打合せ、資料作成、ワークショップの実施・運営（ファシリテートを含む。）、ニュース作成、成果品作成その他必要な支援を行う。

(4) みどりの施策推進委員会の運営支援

令和8年度に1回実施する委員会（構成8名を予定）の資料作成、委員長との事前調整、会議運営支援、議事録作成その他必要な支援を行う。

(5) 基本方針骨子案の作成

① 課題とニーズの整理

(1)及び(2)等をもとに、公園に関する課題とニーズを整理する。

② 大きな方針に関する検討

ア 大中小それぞれの公園の機能・役割の見直しに関する方針の検討

複数の公園をエリアで一体的に捉えて、公園の規模や地域ごとの立地状況、利用実態、施設の特性、住民ニーズのほか、既存のコミュニティセンターやグラウンド、学校、商業施設等の周辺環境も含めた役割分担などを考慮し、バランスよく配置するための多機能化・拡充や機能の特化等に関する方針を検討する。

イ 多様な主体による利活用の推進に関する方針の検討

地域住民、民間事業者、各種団体、学校などの多様な主体による利活用が促進される「みんなで育てる公園プロジェクト（令和8年度に別途検討）」との連携を図るとともに、公園ごとのプラットフォーム形成等に関する方針を検討する。

ウ 民間活力の活用に関する方針の検討

民の新しい視点やノウハウ等を活用した公園の魅力向上を図るため、公園の多機能化・機能拡充に寄与する「公募設置管理制度 (Park-PFI)」をはじめ、維持管理等を一括して行う「包括管理委託」または「複数公園の指定管理者制度」等の活用に関する方針を検討する。

③ 基本方針骨子案の作成

①及び②をもとに、基本方針の骨子案を作成する。

(6) その他支援業務

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

- ・ 協議打合せ（月 1 回程度を想定）
- ・ 「みんなで育てる公園プロジェクト」の仕組みづくりに携わる委託事業者との連携会議（随時）
- ・ 業務報告書作成
- ・ その他業務の実施にあたり必要となる情報の収集及び資料作成等の支援
- ・ 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）
※ ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。編集については、市担当者とは十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-R に入力）でも納品すること。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 業務報告書を記録した電子媒体 一式

5 契約期間

本業務の契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

7 その他遵守事項

- (1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 業務が完了し、または契約期間の満了後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。

(4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。